

自立支援医療費（育成）補装具費用の支給申請について

育成医療のうち補装具費用の支給については、支給認定の有効期間中に指定自立支援医療機関の指定医が必要と認めた健康保険適用のものに限ります。

育成医療の治療上必要な補装具の作成費用は、いったん申請者において支払われた後、加入されている健康保険と市の二者からその払った費用を、申請により支給します。

まず、健康保険の方で先に申請手続きを行い、支給(支払)決定通知が届いてから、育成医療における市の償還払いの申請を行ってください。

育成医療の償還分の申請方法は、次のとおりです。

1 申請に必要なもの

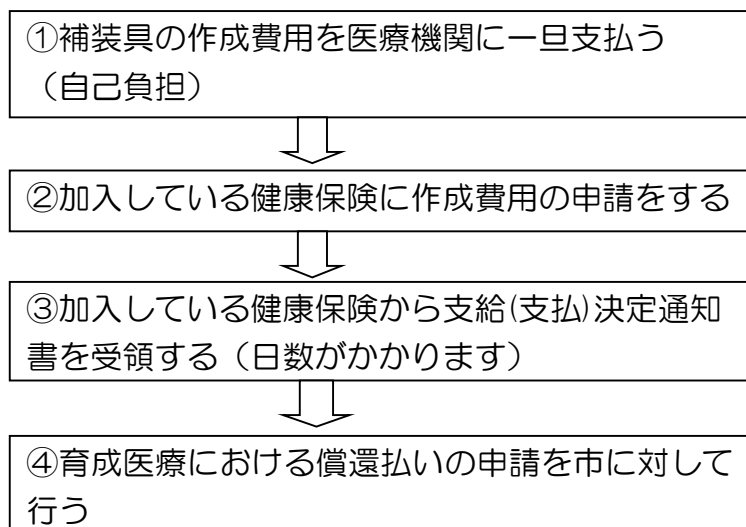
下記①～⑥のすべての書類・自立支援医療受給者証

- ① 育成医療補装具費用支給申請書（様式第8号）
- ② 診断書・装具装着証明書（様式第9号）・・・医療機関の証明
- ③ 自己負担上限額管理票（装具を装着した月のもの）
- ④ 補装具作成費の領収書（写しでも可）
- ⑤ 補装具作成費の見積書・請求書（写しでも可）
- ⑥ 健康保険の支給(支払)決定通知書

2 申請金額

育成医療で市がお支払いする費用は、申請者において支払った額のうち、健康保険により申請者に償還された額および、装具を装着した月の育成医療における自己負担上限月額を残額を差し引いた額となります。

3 手続きの流れ



（問い合わせ先）

〒750-8521

下関市南部町1番1号

下関市役所健康推進課母子保健係

TEL：083-231-1447